

平成 30 年 6 月 5 日現在

機関番号：10104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16933

研究課題名(和文)労働契約概念の現代化とその再定義に関する比較法研究

研究課題名(英文)Comparative Historical Analysis of redefinition of labor contract

研究代表者

國武 英生(KUNITAKE, HIDEO)

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：20453227

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、被用者および従属的な自営業者も包含する「個人的雇用契約」として雇用関係を再定義するイギリスにおける理論的基盤と法的手法を検討するものである。雇用関係は非典型雇用を中心に多様化し、また、ギグ・エコノミー(Gig Economy)の登場は伝統的なビジネスモデルを根本から変えようとしている。各国の法的保護のあり方をふまえ、労働法の再編成の方策を検討することが必要である。

研究成果の概要(英文)：This project clarifies the role and meaning of British Scholar's idea, reconceptualise the employment relationship as a 'personal employment contract' covering both employees and the dependent self-employed. Employment types appear to be diversifying in non-regular employment, and the advent of the gig economy will fundamentally change traditional business models. We must examine the various national security programs and consider amendments to the employment law.

研究分野：労働法

キーワード：労働契約 労働者概念 シェアリング・エコノミー ギグ・エコノミー

1. 研究開始当初の背景

わが国では、労働法の適用対象をめぐる研究は、主として労働者概念の問題として行われてきた。そこでは、労使の対等決定や交渉力格差の是正に労働法の役割を求め、雇用や請負等の法形式の異同や、「使用従属関係」をどのように判断すべきか等を中心に議論の蓄積がなされており、労働市場を規律する法的装置として、「労働契約」をどのように位置づけるのかについては、必ずしも十分な検討はなされてこなかったように思われる。

しかし、近年では、雇用システムの変化や就業形態の多様化、IT(情報技術)化の進展により、SOHO、テレワーク、在宅就業者といった雇用と自営の中間的な働き方や、会社に所属しないフリーランスという働き方が急速に増加している。また、使用者のイニシアティブで契約形式や契約内容を変更することにより、労働関係法規の適用を免れようとする、いわば就業形態の「非雇用化」ともいえるべき現象も顕著になっている。伝統的な従属的な労働関係を対象とする画一的な労働法規制は、多様化する就業形態の実態と乖離しつつあり、「使用従属関係」に基づいて労働法の適用範囲を画定するこれまでの手法は、判断基準としても機能不全に陥っている。

近年のこうした変化は、雇用システムと労働市場の実効性をどのように確保していくかという問題が、労働法学において緊急かつ重要な課題になっていることを示している。

2. 研究の目的

本研究は、以上のような問題意識から、雇用システムの制度設計において、労働契約概念の現代化を企図して、より広い契約概念を用いる法的手法に注目し、これを契約概念の「再定義」の問題として位置づけ、そもそもいかなる契約について、どのような法的保護や法規制を及ぼすべきかについて諸動向を特徴づけることを目的とするものである。

こうした中で、イギリスにおいては、「雇

用契約(contract of employment)」そのものの再検討を行い、これまでの従属的關係を基礎とする近代法の雇用契約概念について根本的な構造転換を図り、それを現代の雇用關係に適合的な形に再編成することを企図する理論的検討が本格的になされている。また、労働法の適用対象とされる雇用契約概念を、他の種類の契約概念との共通化を試みる理論的検討もなされている。さらには、法の適用対象を「雇用契約」關係に限定しない立法政策を積極的に採用する国もある。

これは、従属的な地位にある労働者のみをその対象としてきたこれまでの労働法のあり方そのものを問い直すことを意味し、今後の労働法のあるべき方向性を見定めるうえで、重要となる基本的視座を抽出することが本研究課題の目的である。

3. 研究の方法

本研究では、イギリス法を主な対象国とし、あわせてアメリカ法も視野に入れて比較法的考察を行った。

まず、イギリスにおいては、「雇用契約(contract of employment)」の歴史的形成について、基礎的研究を行った。イギリスでは、被用者か自営業者かという二者択一の制度が歴史的にどのように形成されたのかを、明らかにすべく分析を行った。また、イギリスでは「雇用契約」概念を再構成する議論がなされており、「雇用契約」概念を再構成する理論的動向について検討を行った。

研究を進める過程において、ギグ・エコノミー(Gig Economy)ないしシェアリング・エコノミー(Sharing Economy)とよばれるオンデマンド經濟の拡大について検討を行う必要性を認識し、イギリス法のみならず、アメリカ法も含めた議論状況について検討を行った。

4. 研究成果

本研究は、その成果として以下の点につい

て明らかにした。

まず、イギリスおよびアメリカにおいて、雇用契約概念の再定義をめぐる理論的状況を明らかにした。Mark Freedland は、労働法の適用範囲を画する概念として、自営的な雇用労働をも包含する「個人的雇用契約 (personal employment contract)」という概念が提唱し、労働関係を契約的理解から、「個人的労働関係 (personal work relations)」として理解し、適用範囲を拡大させる議論を展開している。従来の雇用契約概念を再設定する理論的検討であり、諸外国において契約論の再検討の動きが連鎖的に検討されていることが明らかになった。

次に、雇用契約に関する研究を進めるうちに、オンデマンド経済の拡大について検討を行う必要性を認識し、Uber 訴訟の検討を通じて法的問題点を明らかにする検討を試みた。イギリスとアメリカの Uber 訴訟の動向については、「シェアリング・エコノミーと雇用関係-アメリカとイギリスにおける Uber 訴訟をめぐる覚書-」季刊労働法 257 号 (2017 年) 139 頁において公表した。

また、わが国における法適用の問題について理論的検討を行った。農業分野では、外国人技能実習生をめくり、労働時間規制の適用について混乱する事態も生じている。農業をめぐる環境や労働実態の変化のなかで、適正な労働条件確保が重要な課題となるとともに、労働法自体にも多くの課題があり、そうした問題状況について「農業と労働法-農業就業者の労働法の適用と労基法の適用除外に着目して」日本労働研究雑誌 675 号 (2016 年) 69 頁において明らかにした。また、NHK 集金人をめぐる労働者性をめぐる下級審裁判例の判断が揺れうごいており、「NHK 地域スタッフの労働者性と労契法 17 条 1 項の類推適用」法律時報 89 巻 3 号 (2017 年) 126 頁として公表した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 10 件)

國武英生、シェアリング・エコノミーと雇用関係-アメリカとイギリスにおける Uber 訴訟をめぐる覚書-、季刊労働法、査読無、257 号、2017、139 - 154

國武英生、争議行為の法的効果、講座労働法の再生第 5 巻 労使関係法の理論課題、査読無、日本評論社、2017

國武英生、NHK 地域スタッフの労働者性と労契法 17 条 1 項の類推適用、法律時報、査読無、89 巻 3 号、2017、126 - 129

國武英生、職場のハラスメントをめぐる使用者の相談体制と紛争解決-ハラスメントの相談窓口と予防的措置のあり方をめぐって、法律時報、査読無、89 巻 1 号、2017、84 - 89

國武英生、農業と労働法-農業就業者の労働法の適用と労基法の適用除外に着目して、日本労働研究雑誌、査読無、675 号、2016、69 - 77

國武英生、就業規則の内容を補充する内規の法的性質と退職功労金請求権の成否、新・判例解説 Watch、査読無、18 号、2016、291 - 294

國武英生、契約締結過程における使用者の労働条件明示と説明義務・情報提供義務、季刊労働法、査読無、252 号、2016、184 - 199

國武英生、退職功労金支給基準の法的性質と同請求権の成否、法律時報、査読無、87 巻 12 号、2015、121 - 124

國武英生、判例検討の方法と重要判例のポイント解説-広島中央保健生協(C生協病院)事件、医療法人稲門会事件の検討-、月刊労委労協、査読無、710 号、2015 年、2 - 23

國武英生、ワークルール教育の基本的視点-総論的課題を中心に-、日本労働法学会誌、査読有、126 号、2015 年、62 - 74

[学会発表](計 1 件)

國武英生、ワークルール教育の基本的視点

一総論的課題を中心に一、日本労働法学会第
129 回大会（近畿大学）、2015 年 5 月 17 日

〔図書〕（計 7 件）

学生のためのワークルール入門、道幸哲也
= 浅野高宏 = NPO 法人職場の権利教育ネット
ーワーク編、國武英生、分担執筆、2018 年
18 歳から考えるワークルール〔第 2 版〕、
道幸哲也 = 加藤智章 = 國武英生編、編者、分
担執筆、2018 年

講座労働法の再生第 5 巻 労使関係法の理
論課題、日本労働法学会編、國武英生、分担
執筆、争議行為の法的効果、日本評論
社、2017 年

労働判例百選〔第 9 版〕、村中孝史=荒木尚
志編、國武英生、分担執筆、有斐閣、2016
年

社会保障判例百選〔第 5 版〕、岩村正彦編、
國武英生、分担執筆、有斐閣、2016 年 05 月

ニューレクチャー労働法〔第 2 版〕、有田
謙司 = 石橋洋 = 古川陽二編著、國武英生、共
著、成文堂、2016 年

ワークルール検定 中級テキスト〔第 2 版〕、
道幸哲也 = 加藤智章 = 開本英幸 = 浅野高宏
= 國武英生、共著、旬報社、2016 年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

國武英生 (KUNITAKE HIDEO)
小樽商科大学・商学部・教授
研究者番号：20453227

(2) 研究分担者

該当者なし

(3) 連携研究者

該当者なし

(4) 研究協力者

該当者なし